

土地や建物などをお売りになって確定申告をされる方へ

所得税の申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス



確定申告には、**ご自宅からスマホやパソコン**でご利用いただける**確定申告書等作成コーナー**が便利です！



確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！



作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】



STEP

2

「確定申告書等作成コーナー」で金額等を入力



画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

パソコンの画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法で、**ICカードリーダライタがなくても、マイナンバーカードを利用して、スマホやご自宅のパソコンからe-Tax送信ができます。**

マイナンバーカードの準備



QRコードを使ったマイナンバーカードの読み取り手順



① アプリの起動

スマートフォンで、マイナンバーポータルアプリを起動。



② QRコード読み取り

マイナンバーポータルアプリのQRコード読み取り機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードを読み取る。



③ マイナンバーカード読み取り

スマートフォンに表示される画面の案内に沿って、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。】

マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。

■ 土地や建物などをお売りになった方の確定申告について

土地や建物など（借地権や耕作権など、土地の上に存する権利を含みます。）をお売りになって譲渡益がある場合は、確定申告が必要です。

なお、マイホームをお売りになって譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。

譲渡損失がある場合は、その譲渡損失の金額をその他の所得と損益通算することや、その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合に、その年の翌年以後3年内の各年分の所得から繰越控除することができる特例があります。

これらの特例の適用を受けるための要件や必要な書類については、国税庁ホームページの「タックスアンサー」の「マイホームを売ったとき」に掲載していますのでご覧ください。

裏面もご確認ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご案内

① トップ画面で「作成開始」を選択



② 「所得税」を選択



③ 「作成開始」をクリック



④ 「土地建物等の譲渡所得」を選択し入力を開始



(注) このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



土地等譲渡所得のしくみと
申告手続



マイナンバーカード方式での
e-Tax送信方法

こちらからアクセス！



確定申告 動画



ご不明な点がある場合

- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「[ご利用ガイド](#)」をご確認ください。また、操作方法や一般的な税についてお問い合わせの多い質問は「[よくある質問](#)」に掲載しています。
- 税について、「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「[タックスアンサー](#)」をご確認ください。
- タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。

チャットボットもご利用ください！

- ご質問を入力いただければ、AIを活用した「[税務職員ふたば](#)」が回答します。



タックスアンサー



税務職員ふたば

